

ID: 215

担当部署: 都市整備課

| | | | |
|---|--|---------|-------|
| 処分の概要 | 退去命令等 | | |
| 例規名 根拠条項 | 宝積寺駅東西連絡通路の設置及び管理に関する条例 第6条(第9条第2項において読み替える場合を含む。) | | |
| 例規番号 | 平成20年条例第3号 | | |
| <p>【基準】</p> <p>第6条の規定による。 (違反者に対する措置)</p> <p>第6条 町長は、前条各号の禁止事項に違反する行為をした者又はそのおそれが明らかである者に対し、施設への立入を禁止し、当該行為を制止し、施設からの退去を命じ、又は物件の撤去を命じることができるものとする。</p> | | | |
| 備考 | | | |
| 設定年月日 | 令和7年3月27日 | 最終変更年月日 | 年 月 日 |